

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 26 年第 2 回有田川町議会定例会)

平成 26 年 6 月 19 日

午前 9 時 30 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 60 号 財産の取得について

日程第 3 議案第 61 号 財産の取得について

2 出席議員は次のとおりである (16 名)

1 番	谷 畑 進	2 番	小 林 英 世
3 番	辻 岡 俊 明	4 番	林 宣 男
5 番	森 本 明	6 番	殿 井 堯
7 番	佐々木 裕 哲	8 番	岡 省 吾
9 番	森 谷 信 哉	10 番	堀 江 眞 智 子
11 番	中 山 進	12 番	新 家 弘
13 番	湊 正 剛	14 番	増 谷 憲
15 番	橋 爪 弘 典	16 番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

3 番	辻 岡 俊 明	14 番	増 谷 憲
-----	---------	------	-------

6 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の氏名 (14 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	消 防 長	前 田 英 幸
総務政策部長	武 内 宜 夫	住 民 税 務 部 長	清 水 美 宏
建設環境部長	佐々木 勝	福 祉 保 健 部 長	辻 勇
産業振興部長	林 孝 茂	総 務 課 長	中 裕 準
企画財政課長	一ツ田 友 也	教 育 委 員 長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	こ ども 教 育 課 長	小 向 光 行

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長	中 西 満 雄	書 記	林 美 穂
---------	---------	-----	-------

平成26年第2回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	殿井 堯	①平成21年8月24日にアクティード田から請願書が提出された。糸野地区から徳田地区の鉄道公園の地点までの橋についてお伺いします ②金屋庁舎・あさぎり・吉備中学校・消防署の大型プロジェクト工事もほぼ完成し今後の町の方針を問う
2	佐々木裕哲	①二川ダム湖の流木ゴミについて問う ②下水道接続時の分離マス設置について ③今後の環境センター地の選定について
3	辻岡俊明	①管内小中学校の今後の児童生徒数の推移予想を問う
4	増谷 憲	①平和への認識について ②移住者支援制度の創設について ③和歌山県の棚田サミットについて
5	堀江眞智子	①産科問題について ②学童保育について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人であります。

一般質問に入る前に、町長より、教育部長欠席のため、説明員としてこども教育課長、小向光行君を出席させたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

なお、本日、町長より追加議案が2件提出されています。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり5名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 6番（殿井 堯）……………

○議長（湊 正剛）

6番、殿井堯君の一般質問を許可します。

6番、殿井堯君。

○6番（殿井堯）

ただいま議長の許可をいただきまして、一般質問に入らせていただきます。

その前に、3月議会でダムの流木、そして木材センターの質問をさせていただきました。先般13日の委員会において、そういう質問の内容はいかななものか、どないなってるんかということをお聞きしましたが、流木に関してもかなりハイペースで整頓、整理をさせていただいております。また、木材センターの加工所においても、順調に引き継ぎが行われているという部長の答弁もいただいております。ありがとうございました。

さて、今回の質問内容に移らせていただきます。まず1番目の質問は、糸野から徳田への橋の問題なんです。

先般、御承知のとおり、最初21年の8月24日ですか、このときアクティー徳田という徳田活性化の団体があるんですけども、そこから請願書が出されています。その請願書が、全員一致で採択という結果になっていますが、その後、この動きはとまっております。この動きを活発化するために、上六川の県のトンネルが大体見通しがついております。その上六川のトンネルの見通しをあわせて、先般、糸野から徳田、さきの請願書では徳田から糸野になっていましたが、長老が難しい顔をして座っているので、まず長老の顔を立てて、糸野から徳田、御霊病院の北、鉄道公園のところですね、その質問に入らせていただきたいと思います。

この工事は、県工事になっていると思います。県工事でありながら、有田川町、国に対しての太いパイプを物すごく今、うちの町長が持っています。市町村で、市では紀の川市の中村さん、町ではうちの中山正隆、ここまでちょっとよいしょをしておかんなかなか前へ進みませんので、ちょっとばかしょをさせていただきましたが、いや、よいしょではなくて、国会議員で自民党の議員が和歌山県下で5人、それに対してのパイプというのは、うちの町長が町では一番大きなパイプを持っていると思います。それによって、かなりの工事計画とかいろいろな面でも有利に進まっています。その点、今この橋の問題を上六川のトンネルに合わせて浮上させていただきたいと思います。これは県の工事なんで要望的な質問になるかと思いますが、何しろ今、中央との一番太いパイプを持っていますので、何とぞこのトンネルの完成に合わせて、この橋の完成を目指して浮上させていただきたい。

ただ、21年の採択からかなり年数がたってますんで、その点は町長のお力と、有田川町に2人も県会議員がおられますんで、その力と仁坂、中山のパイプと、国会議員の中山に対してのパイプ等を利用して一生懸命に頑張ってくださいれば、何とか実現できるのではないかという方向を確信持っていますが、これについての決意、また町長の考えをいただきたいと思います。

今度は2問目の質問に入りますが、今まで金屋庁舎、そして吉備中学、あさぎり消防、かなり大きなプロジェクトが数々こなされています。それについて、合併特例債

を擁して122億円ありますが、24年度まではその特例債の6割を消化している。昨年の25年度の決算はまだということで、それは大体、吉備中学校、消防署に1割近くの予算をしている。もう7割近くの特例債を使っている。今、有田川町も工事を多くやるほど借金がふえていく、大変危機に感じているというような状態になっているので、ここらの点の今後の行く末、今後の有田川町はどうあるべきかということ町長、各部長にお尋ねします。これは町長の答弁先よりか、部長の答弁を先いただきたい。各課の部長、きょうは教育部長が欠席ということで課長が同席してますけども、今後、有田川町はどうかじ取るべきかということ、先、各部長に答弁をいただきたい、このように思います。だから、そういう答弁をいただいてから、また各部の質問に移らせていただけたらと思いますので、ひとつ答弁のほどよろしく願いしておきます。

まず、1回目の質問は終わらせていただきます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。まず、殿井議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、糸野から徳田までの橋につきまして、おっしゃるとおり21年の8月に請願ということで受け付けをさせていただいてます。当初、480号のバイパスとしてあそこへ橋をかけたらどうなという計画もあったことは事実でありますけれども、今はバイパスとして糸野・小川バイパスというのが計画に入ってきてまして、それができるまでちょっと県も無理だろうということで、何も重要な橋でないさけ放ったんと違って、重要な橋だと思ってますけれども、それが始まってから県のほうにもまだ話はしておりません。

鏡石のトンネルの工事については、今年度中にもういよいよボーリング調査へ入って、それと同時に来年度までには市場バイパス、これでき上がります。でき上がると同時に上六川の細いところ、トンネルの掘削口まで広げていくという段取りになっております。ただ、なぜこんなにおくれてきたかということ、海南のほうで非常に同意が難しく、ここへ来てやっと測量に入らせてくれるというようなところまで進んできております。

この市場バイパスも、非常に大震災が起こると言われている中で、42号にかわる非常に重要な道路だということで、私たちも県に一日も早くこれを、鏡石トンネルを含めて開通をさせてほしいということで今盛んに要望をしているところであります。この鏡石トンネルの推移を見ながら、今度は橋のほうの要望を県、国に行っていきたいと考えているところであります。

非常に褒めてくれたんやけど、僕はそんなに力はありませんので、議会の皆さん方と一緒にやっていきたい。ただおっしゃるとおり、非常に力の強い議員

さんが5人も和歌山県から出てますんで、非常にチャンスかなという捉え方をしています。

2問目については、まずは部長のほうから各自答えさせます。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

殿井議員の御質問にお答えしたいと思います。

合併特例債、このことについては長のほうで後で話をしてもらおうということだと思います。これは大局的なことというか、きょうは通告というか、それがなかったんでいつも用意してないんですけども、私、総務政策部でございます。私の部でありましたら、総務課と企画財政課、これを所掌してございますんで、特に僕もいつでも気にかけておる大事なことだと思っておるのが総務課にもございますけども、1点だけお話しさせていただきたいと思います。もちろん、健全財政の推進ということでございます。

合併算定替えの特例措置が終了いたします、平成32年度、33年度からは、この24年度の決算ベースでいきますと、普通交付税につきましては臨時財政対策債を含めまして、33年度には24年度と比較して12億円程度、財源が減るということになってございます。当初、10年間で満杯いただけて、その後、段階的に落ちてくるということでございますんで、27年度までは満杯にいただけると。28年度からは1割落ちて9割、そして7割、そして5割、3割、1割と来て、33年度にはゼロということになってございます。これで一番大事なことでございます、その普通交付税がそんだけ減るということにつきましては、もちろん経常経費は非常に減らしていかないかんというふうなことでございまして、一昨年から経常経費の削減をどういうふうにやっていくかということで、財政方では研究をいたしまして、うちのほうでは一般財源の枠配分というのを各課へしてございます。そのことにつきまして枠を毎年減らしていくということで、2年前には5%減らすという目標で約3%減りました。そして、去年も5%減らすということで、2.5%程度減っております。ことしも経常経費を5%減らすということで各課へ配分をいたしまして、おおむねそれに近い数字が減ってきたということでございますんで、これを32年度までの間に、その12億円にはならんにしても、それに近い金額を減らして、できるだけ後年度には財政調整基金等を当初で切り崩さずに予算を組んでいきたいと考えております。

何分にも標準財政規模と申しますのは、103億円程度で今ございますんで、それに増してことしの150数億円ということになったら、財政がちょっと金額的に大きいという認識をしておりますんで、できる限り標準財政規模に33年度までに近づけていくというような財政運営をしていきたいと思っております。

取りとめのない話になりましたが、以上でございます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員の2番目の質問にお答えをしたいと思います。

今、部長のほうからいろんな町のことを説明したんですけれども、有田川町では合併以後、市町村計画に基づいて合併特例債も使って、いろんな事業に取り組んでまいりました。当初の合併特例債のハード事業分の発行限度額は、議員御指摘のとおり122億1,910万円でありまして、そのうち平成24年度までに69億5,490万円、率にして56.9%をもう既に発行しております。それと同時に、25年度においても15億7,810万円を発行しております。

当初、合併特例債は10年間の期限ということで、27年までの期限ということが定められていました。それで、財政運営上、10年間で発行限度額全て使い切りますと、借入は償還の問題もあり非常に難しいなと考えてましたけれども、東日本大震災以降、この特例債の使える期間が5年間延びました。したがって、いろいろな償還が5年間延びたということで、非常に今喜んでいるところであります。合併当初に借り入れた起債の償還金は、ある程度その償還のピークが抑えられますので、また合併後数年間経過したことによりまして、合併当初予想していなかった新たな行政ニーズも出てくると思います。合併特例債は、交付税により元利償還額の70%が交付税措置されるという非常に有利な起債でありますし、起債全体で見ましても、国の地方財政計画というのが今始まってまして、今までよく使ってきました過疎債、辺地債等の額が非常に減ってきてまして、今までだったら結構辺地債でこの事業をやりたい、過疎債でやりたいということで国のほうへ申請が上がれば、すんなり通ったんですけれども、今はなかなか通ることが少なくなってきております。これを鑑みまして、今後合併特例債をより一層活用して、有田川町の発展を考えていきたいと思っています。

部長が算定替えて、あと10年ほどすれば12億円少なくなるという話をしましたけれども、これは合併した地方というのは全国に何十カ所とあります。全てこれをやられれば、とてもこれからは地方はもたないということで、全国町村会を通じて国のほうにこれを何とか緩和してほしいということで申し込んでおります。その一例として、今までだったら、この有田川町で役場の3カ所、これはもう算定替えて認めてくれてたんですけれども、これが切れればもう有田川町では役場が1カ所しか認めてくれないということになってたんですけれども、これも国のほうでこの間、たまたま前の県の副知事をしてた原さんという方が、こういった地方の、今、財政のトップを務めています。2年前にも、たまたまちょっと寄ってきたんやよということで、役場へ来てくれていますいろんな話をさせていただきました。やっぱりこういった広いところは、役場3カ所なかったら災害には絶対に対応できないと。こんなもん1カ所しか認めんというのはおかしいんちゃうけという話をさせていただいたところです。このこ

とについては、もうすぐ返事をくれました。それで、これは必ずこういった地方については役場3カ所を認めますという返事をいただいています、これだけでも約2億円ぐらい交付税が減るのが少なくなってくると思っております。まだまだ、それでも10億円が削られれば非常に苦しい財政状況になりますので、このことについてもまだまだいろんな意味で、こういった地方の財政を健全化するために、やっぱり国のほうで今まで以上に手厚い手当てをしていただくように、これからも全国町村会を挙げて、国のほうに要望をしていきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

ほかに補足説明はございませんか。

○議長（湊 正剛）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井堯） 今、担当部長から説明と町長からの説明を受けたんですけれども、先ほど冒頭に申しましたように、各部長から、今、有田川町の情勢に当たって、こういう特例債を使ってもう7割まで来ると。今後の方針を各部長に聞かせていただきたいということなんで、また後ほどよろしく願いしておきます。

それと1番目の質問に関して、橋爪議長のときにアクティイ徳田から請願書を出させていただきまして、請願書を全員一致でこの議会にも認めてもらっているんで、なぜこの橋の問題をするかという、今、美浜、龍神、あっちのほうは、修理川バイパスができて、我が町のほうへ物すごく流通的に便利になりましたんで流れてきている。こっちのスーパーなんかは皆、買い物に来てくれていると、そういう何ができてるんで。

なおかつ上六川のトンネルを、今、町長の答弁でありました地質調査へ入って、ぼつぼつトンネルのほうにかかり出すというふうな格好なんで、そうかかれば、このトンネルができれば、やっぱりトンネルから直接こっちへ行ける橋が欲しいってことなんで、大変有効な橋になると思うし、大変便利な何になってくると思いますんで、これは先ほども、褒め過ぎるぐらい褒めたんですけども、やっぱりこれは国、県のパイプを通じて大いにやってもらわんと、なかなか町がどうこうできる問題ではないんで、これはもう3問目の答弁にはいただかなくても結構なんで、これを何が何でもその有効なパイプを使って頑張っていたきたいと、このように要望しておきます。

そして、2問目の現在の交付金制度とかそういう合併特例債なんですけども、先ほどの部長の答弁で交付税が減るといような答弁だったんですけど。この122億円の膨大な特例債がある、もうその7割を、24年度までに6割近く、27年度で中学校と消防署がある関係であと1割ということは7割使っているということですよ。ただ、それは便利で一番いいんですけど、ある程度は借金ということなんで、起債の返還も5年たったらしていけないかんとということで、今現在、うちでおとしは約170億円、今年度で140億円、有田川町自体の予算としたらちょっと大き過ぎる。だ

から、有田丸の船へいかに重たい荷物を積んで航海に出てるかということなんです。だから、今までどおりやっていけば、起債の返還とかそんな物すごい予算が出てきて、どうもこうにもならんのと違うかという不安材料は我々議員全部が持っているということなんです。だから、いかにこれから有効に活用してやっていかんと危機に陥るといことなんで、特例債なんかは割合甘いんで、枠の、辺地債と過疎債とに比べたら。やっぱり辺地債や過疎債になったらなかなか国が補助してくれやん。特例債は割合甘いんで、それは残りの3割を使うてまうんか、それともよその自治体なんかを比べてみたら、よその自治体はそんなに全部使うてしまっていない。5割、6割を使うてとめて、あと負担に借金を抱えやんような状況にしていると。うちの場合は、大きなプロジェクトの工事があったんで、今現在はもう7割近くまでいってると。

だから、僕は一番ここを聞きたかった、今後、各部の部長、各部の課長、ここらの話を聞かせてほしいというのは、教育なら教育、財務なら財務とか、そういう部の分かれた方針の、建設は建設で部長はどのように今後それに対処していくかというヒアリングはなされていると思うんです、機構改革もうまいこといってるんやから。だから、その部長、課長の答弁をいただきたいと。町長と何の答弁はいただいているんで、一番根本的な根本になる各部長、教育なら教育の課長、きょうは教育の部長は来てないんで、建設の部長、産業の部長、今後はこういうふうな取り組みをして、こういうような何を持ってるとい、シミュレーションみたいなものを持っているという言葉聞かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

再質問にお答えしたいと思います。

先ほど合併特例債の話をせなんだのは、町長が後で答弁を1回してくれるということでありましたんで、それを割愛して、今後おまえは大事なことは何を思うとんなどということであったんで、財政運営をきちんとやっていきたいとこのように話をさせていただいたんで、ちょっと話が違うとったのはすいませんでした。

それと合併特例債でございますけども、先ほど町長の答弁もございましたとおり、5年間延長したということでございます。当初10年間であったら、とても122億円というものを発行しては、後年度において借金がなかなか返していけないということがございましたけども、15年ということで5年延びた、このことにおきましては、償還のピークは抑えられるということでございますんで、できるだけ活用させていただきたいと思っております。それと申しますのも、今現在、辺地債でありますとか過疎債、このことにつきましては県のほうへ申請をして、昨年度におきましては、過疎に至りましては1割も減らされるということでありまして、枠がないんで。その1割を減らされたら、単独でその分を置かないかと、このようになっておりますんで、そ

の1割が積み重なってきたら大きいということでありますので、できるだけ特例債というものを生かしていきたいと思っております。

一番有利な起債と申しますのは、議員先ほど御指摘のとおりでございます辺地債でございます。これは元利償還金の8割が交付税で戻ってくるということで、これは一番有利な起債でございますので、そこを活用できることはしていくと。そして、その後におきましては、まず過疎は先ほど言うたように1割程度からそれ以上減らされるということを覚悟しておりますので、できましたら特例債、これは申請をしたらおおむね全部起債を起こさせてくれるということがございますので、できるだけそういう方向でやっていきたいと思っております。

ただ、全部仮に起債を起こしてしまったと仮定いたしますと、平成32年度で、元利償還はもう始まっておるものがございます。122億円程度発行したと仮定した時点におきましても、地方債、その合併特例債でございます、その分の残高は72億円程度と予測しております。というのは、元利償還もなしもていっておるのがありますので、そのうちの7割、これ以上は利子も含めて出していくんですけども、72億円あっても7割であるんで50億円程度は後年度で戻ってくると思っておりますので、やはり有利な起債ということで、できるだけ活用していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

こども教育課長、小向光行君。

○こども教育課長（小向光行）

こども教育課長、小向です。よろしくお願いたします。

こども教育課の今後の課題でございます。今まで平成18年合併以来、懸案でありました施設の整備、改修等につきまして、吉備中学校で終了いたすこととなります。本当にありがとうございました。現状、町内の児童生徒につきましては、減少状況であります。今後につきましては、小規模校の統廃合の問題が今後の大きな課題になってこようかなと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

殿井議員の御質問にお答えいたします。

産業振興部では、商工観光課と産業課、地籍調査課の事務を担っております。今後の見通しにつきましては、先ほど殿井議員がおっしゃいましたように、なかなか予算的には厳しい面があるということでございます。そんな中で商工観光課といたしましては、少しでも多くの方々に有田川町へ来ていただく、そのためにも有田川町の魅力を京阪神、近畿地方、あるいは中部地方を中心にPRに努めるとともに、各種イベントの開催にも力を注いでいきたい。これも限られた予算でありますので、効果を見

ながら有効にイベント等を開催していきたいと思っております。

また産業課につきましては、農林業の振興に向けたさまざまな事業を展開していきたいと思っております。そのためにも国、県の有利な補助金等を模索しながら、適用できる補助金については適用していくことというようなことを探していきたいと思っております。特に農業では、有田みかん、ぶどう山椒等の生産、販売促進に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、地籍調査事業でございますが、もう旧吉備町は終わっております、現在、金屋・清水地域で進捗率は約57%ぐらいだと記憶しております。それで現在残っているのは、特に山間地域が主なところでございまして、特に高齢者の方がたくさん住んでおられるところにあります。今聞くとところによりますと、なかなか境界確認が難しくなってきたおることでございますので、今後、そういうことも踏まえて、一日も早く完成するように取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

殿井議員の御質問にお答えいたします。

建設環境部につきましては、建設課、水道課、それと下水道課と環境衛生課と四つの課でなっております、事業課でございます。現在実施しております事業については、計画どおりの完成を目指したいと思っております。

新規の事業につきましては、大変地元の要望が多い中でございます。緊急性、効果等を十分精査いたしまして、有利な補助事業等を活用しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（湊 正剛）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

住民税務部としましては、まず1点目として、町税の収納対策であります。町税は、町の政策を実施する上で必要な自主財源の根幹でありまして、その安定的確保が不可欠であると認識しております。そのため、収納率の向上並びに収納対策については、最重点課題で取り組んでいるところでございます。

ことし平成25年度の決算見込みの状況を見ますと、現年度分で99.1%、前年度比で0.2%向上、滞納繰り越し分で35.3%、前年度比で5.9%の向上、合わせまして全体で96.6%、前年度比で0.7%の向上の見込みとなっております。このように、年々徐々に低下しておりました収納率は、5年前の水準には改善はしましたが、監査委員の御意見にございましたとおり、租税負担の公平性を確保する上で納税指導など徴収体制の強化を図り、収納率の向上になお一層の取り組みが必要と認

識しております。

そして2点目としましては、医療費助成の推進であります。県補助を受けて実施しております乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害児者医療の助成につきましては、県補助の継続により平成25年度で合わせて6,311万2,000円の県補助金がありました。今後も町民のため、この制度の継続を県に働きかけてまいります。

また、町単独事業の小学生を対象とした子ども医療費の助成を、平成24年9月から中学生まで拡大しております。今後も安心して子どもを産み育てていただける一助として、制度の維持を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

消防長、前田英幸君。

○消防長（前田英幸）

消防本部でございます。今後は、町民の消防需要の変化を的確に捉えながら、地域の人々が安心して暮らせる、災害に強い安全なまちづくりを目指していきたいというように考えてございます。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

福祉保健部長、辻 勇君。

○福祉保健部長（辻 勇）

福祉保健部といたしましては、やすらぎ福祉課、長寿支援課、健康推進課の3課がございます。福祉保健部といたしましては、ハードという面よりもソフト面の事業が多うございます。

まず、やすらぎ福祉課ですけれども、自立支援法に基づく障害者制度の充実、これは国、県の補助をいただきながらということになるんですけれども、そういうことに努めていきたいと思っております。

それから、長寿支援課におきましては、年々介護給付費がふえていっております。給付費が上昇するということは、保険料にも影響しておりますので、こういう面を抑える意味におきましても、包括支援センターを中心として介護予防事業に努めていきたいというふうに考えております。

それから健康推進課ですけれども、各種健診、妊婦・子ども、がん検診を含めて充実をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊 正剛）

清水行政局長、保田永一郎君。

○清水行政局長（保田永一郎）

殿井議員の質問にお答えします。

清水地域では、非常に過疎化が進んでおります。そんな中で林業問題とか生活交通の問題、道路問題、いろいろあります。各部長と連携しながら、住民の方々が安心して生活できるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

企画財政課長、一ツ田友也君。

○企画財政課長（一ツ田友也）

それでは、殿井議員の質問にお答えさせていただきます。

企画財政課といたしましては、先ほど武内部長のほうからも答弁がありましたが、国の合併による財政的な支援がこれから減っていく中、より効率的な行政運営が求められていると思います。各部と連携して、より効率的、より安定した行政運営ができるように努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（湊 正剛）

総務課長、中碓準君。

○総務課長（中碓 準）

総務課長の中碓です。よろしくお願いします。

総務課のほうでは、金屋庁舎の整備について合併特例債を利用して整備させていただいたところでございます。今後においては、安心・安全なまちづくりのために消防施設の整備等に合併特例債、または他の地方債、また補助金、有利なところを利用してやらせていただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井堯）

なぜこのように長々と皆に聞いたかという、今、我が有田川町がどんどんどんどん開発、どんどんどんどん建築、どんどんどんどん土木工事、幸いにして合併して交付金事業が122億円おりてきて、かなりオーバーワークになっておる。これから起債の返済、それが講じてきたら、ぐっと締めやんと170億円、140億円では我が町は大き過ぎる、荷物が重過ぎる。積んだ船もやっぱり航海できんようになる。途中で難所へ乗り上げるとか沈没するなりして、そういうことになってはならない。ただ、各課長、部長にその意気込みをお聞かせ願いたいということで、これは質問の内容には入ってない、急遽やらせてもうた。急遽やらせてもうた割に、やっぱりしっかりしたお答えをいただいたと思います。ただ、それを自覚を持ってやらんと、今のまますすすすすす進んで行ったら、必ず将来的に苦しいことになってくる。仮に副町長、町長自体はそう肝に銘じてやってくれてるけど、ただそれを支えている課長、部長がそれなりの意見を持って副町長、町長に、こういうことでこうやという助言をせんと、何のために我が有田川町が機構改革をやって、部長制にしたかわからん。だから、町長自身の肩へ皆乗せるんじやなしに、各課長、部長も我がの思惑どおり、思いどおりの何とかしてやらないかんというその意気込みを聞かせていただきたいということで、急遽長々と答弁を求めたんですけども、やっぱり性根入れてかかると、今のままで人のお金やと思って、税金やと思って、我が身にかかるとやろうという思

いでどんどん事業とか何かを進めれば、必ずそのしっぺ返しが来ると思います。

だから、有田川町もここでふんどしを締め直してかからんと、あと3割の残った特例債があるから、どんどんまたあとの3割をやっていったらいいというようになったら、今度は起債の返還になったときに難儀するのではないかとということでこの質問をさせてもうたんですけども、今は急遽の答弁になってると思うんですけども、急遽の答弁の割にはなかなかしっかりしたことを言うてるって、何か今回だけ褒めてるような感じを受けるんですけども、そのぐらいの危機感を持って、何が何でもみんなの力で有田川町の有田丸を進行させやんと途中でえらいことになるんで、今後ともふんどしを締め直して、みんな一致団結して進んでいただきたい。

今までの要望とかいろいろありますけども、やっぱりしてほしいことはしてほしいんですけど無理にしないで、みんなが相談もて、こういう施設、こういう機構改革みたいなもの、何回も言うようなもんですけど、機構改革をやって、せっかくやってるんやから、横縦のはすかいの線のつながりを持って今後進行させていきたいと思しますので、よろしく願いしておきます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員、3回目の答弁をさせていただきます。

今まで合併したとき、実は10年間の市町村計画というのを立てまして、その中にいろんな各旧3町との約束事がありました。そのためにたくさんの特例債を使ったわけなんですけど、もうある程度、御承知のとおり、大型事業というのはもう全て終了をしております。その間も常に公債費比率というのがこれは非常に大事なもので、18%になれば県の許可がなければもう何も借りれないというようなことから、それを常に頭に置いて運営をしてきました。もう現在は12.7%まで下げてますし、今の計画でいくとまだまだこれが下がっていく予定であります。あと30%ほど特例債が残っているんですけども、あるさけ何とかどせえよということではなしに、それは大事に、緊急ないろんなまたこれから要望も出てくると思います。

それから、辺地債とか過疎債が少なくなった中でそれをやろうと思えば、事業を精査して、また特例債を使わせていただいて事業を進めていきたいなと思っています。いずれにしても、町財政というのはそんなに豊かでないということは、もういつでも肝に銘じております。それを職員みんなで共有して、健全な財政方向に進んでいけるように、これからも頑張っていきたいと思しますので、皆さんの応援をしっかりとお願いしたいと思います。

○議長（湊 正剛）

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 7番（佐々木裕哲）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、7番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。私の今回の質問は、3事項について質問させていただきます。

まず、第1番目の質問としまして、二川ダム湖の流木ごみ等についてお聞きしたいと思います。

大雨、増水のたびに大量の流木やごみがダムによりせきとめられ、目に余る状態が目につくのですが、近年、昔に比べて特に多くなったように思います。これも森林環境の変化、特に木材需要の激減、時代とともに日本経済の変化も関係ないとも言えないと思います。林業の将来像、国も今まで以上の国策において手を打たないと、日本の山の大半は荒れ放題の原生林になっていくことは目に見えています。

さて、質問の本題に入りますが、その前に観光イベントのあらぎ島のキャンドルイルミネーション事業に関係ある質問ですが、決してこの事業に水を差すつもりは全くありませんので申し上げます。

今、ダムへの流木を、県の事業により撤去中ではありますが、流木の中に数多くの竹廃材が含まれております。それは加工されているものです。その竹廃材は、毎年行われているあらぎ島キャンドルライトイルミネーションに使用されたものだと私は思います。いつもロウソクをつけていただくあの竹灯籠を使った使用物ではないかと思うんですが、この事業、地元の有志主催で行われ、大変好評であります。町や観光協会の後援、また町も補助金を出している事業でございます。あらぎ島のPR、そして何よりも秋篠宮家の悠仁親王の誕生日を記念して行われる事業であります。この事業に使用されたと思われる竹灯籠が、多数ダム湖から引き上げられるとはどうしたことでしょうか。過失であれ何であれ、いつ何が原因でどうしてこのようになったのか。また町はこのことを知っていたのか、またいつ知ったのかお聞きしたいと思います。

次に、第2番目の質問に入らせていただきます。2番目は、下水道接続時の分離マス設置についてお聞きしたいと思います。

吉備地区で進められている下水道事業、完成した地区の下水道への接続、担当課に聞くと順調に進んでいるということです。現在、約50%ぐらいもう進んでいるのではないかと考えられます。また、利用者から下水処理することにより多少の費用は要っても、快適生活ができると好評であり、それが当地区発展の人口・世帯数増加の大きな原因になっていることも事実です。そこで、下水道接続工事時に個人宅は油、ごみとりのための分離マスが取り付けられています。これは取り付けなければなりません。しかし、集合住宅、アパート、マンション等の場合、設備費用が高くつくからとそのまま下水管へ直接流していると聞くのですが、そうであるのかないのか、また法的に

は問題はないのか、その点も後で答弁願います。

また、合併浄化槽の場合、その分離マスを設置しなくてもいいのか、これもお聞きしたいと思います。マスの設置費用等の問題がありますが、統一でないと不公平さが出てきます。これをつけるためにお金がかかるので、不公平さが出てきます。その点、行政としての考えをお聞きしたいのと同時に、行政指導をどのように行っているのか、それをお聞きしたいと思います。

最後の質問に入らせていただきます。今後の環境センターの選定地についてでございます。

有田周辺広域圏事務組合の管理者会及び広域議会で、今までたび重なる議会を開き、また候補地等の募集も行い審議を行っていただいております。この審議・審査は大変御苦勞なことだと私は思っております。いずれにしても、この事業は膨大な資金が必要。便利性や建設費等、各市町民の負担がかからないように管理者会の首長として選定していただきたいと思います。これはあくまでも要望でございます。質問というより、町長が首長でございますので、町長の考えをひとつ聞きたいと思います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員の御質問にお答えをしたいと思います。

1番目の二川ダムの流木ゴミについてでありますけれども、確かに議員御指摘のとおり、雨降ると、かなり多くの流木がダム湖へ流れ着いております。これは、今まで木材の需要というのが非常に厳しいものがあって、昔であれば間伐した木が必ず出てたんですけれども、もう今は切り捨て間伐、今はちょっと認めてもらいにくいんですけれども、今までは切り捨て間伐ということで、間伐した木は全て山の中へ放置してあったと。現在もたくさん放置しております。これ雨が降ると、流木となってダムへたまるということで、非常に今、県も困っている状態であります。議員がおっしゃるように、この二川ダム、キャンドルライトイルミネーションというのは、秋篠宮様の悠仁親王のお誕生日を記念して、ことしでもう多分10回目だと思います。毎年、清水地域の紀清の集いが主催で開催されております。

議員御指摘のことにつきましては、去る5月28日、役場のほうへ二川ダムへ流れ込んでいる竹灯籠について、キャンドルライトイルミネーションに使用しているものではないかとの問い合わせがあり、主催者である紀清の集いに問い合わせたところ、この竹灯籠は、昨年9月6日に開催されましたイベントに利用されたものであります。その後、久野原地内の木材の土場に仮置きをしたものが9月15、16日、台風18号の大雨で流出されたものであることが判明しました。お尋ねの中に、これは人為的なミスではないかという質問がございますけれども、私はそういうことは決して

ないと確信をしていますし、そういった意味での調査はもう今後することはないと思います。これは本当に不可抗力というか、自然災害のために流れ出したと理解をしています。

ただその後、6月5日に二川ダムの管理者のもとに紀清の集いの代表の方と役場の者が行ってきまして、経過を説明するとともに、今後このようなことが二度と起こらないように対処をしますということで陳謝をしまりました。管理事務所からは再発防止に努めることはもちろんですけれども、万が一流出した場合にはすぐ連絡をくれよという御指摘も受けてますんで、それはもう今後、そういうことがあれば十分注意するように強く申し伝えたところであります。

このキャンドルライトイルミネーション、非常に今好評であって、年々観光客もふえてきております。今後、恐らくそういったことが起こらないようにとくに保管をしてくれるものと思っています。ただ、これは何も川のはたへ置いたのと違って、個人の土場をお借りして置いてあったんやけど、余りにも雨が大きくて、同時にこれだけと違って、そこの木材屋さんの製品の木も結構流れたようであります。決して人為的にやったということではないということだけは御理解いただきたいなと思います。

それから、2番目の下水道の接続の分離マスについては、部長のほうから詳しく答弁をさせていただきます。

それから、今後の環境センターの選定については、新しいごみ処理施設の建設地選定問題については、現在、有田周辺広域圏事務組合で協議を行っているところで、広域の議員さんもあるんで、詳しいことは何も決まってませんのでここでお答えすることはできません。ただ、おっしゃるとおり、今後できるだけ経費のかからない、利便性のいいところを求めて候補地を選定していきたいと思っています。

○議長（湊 正剛）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

本町におきましては、処分場の負担の軽減、また管路の目詰まり防止等の理由で、下水道に接続する場合において分離マスを設置していただくように指導させていただいております。しかしながら、下水道法には設置義務という規定がされておられません。そのため、議員御指摘のとおり、一部に分離マスを設置していない集合住宅がございます。この集合住宅につきましては、浄化槽から下水道に切りかえるというふうなものであり、宅内の配管がその建物の中にあって、分離マスをつけるためには家屋の一部取り壊さないとつけられないというようなことでありまして、その分離マスの設置が大変困難であると判断したケースであります。

未接続の集合住宅が下水道に接続する場合には、分離マスを設置していただくように指導しております。そして、分離マスの設置を職員が確認いたしましてから接続し

ていただくようにしておりますが、物理的に困難な場合もございます。そういう場合は下水道事業を推進していくという立場をとりまして、未設置でも可としているところでございます。

なお、町内下水道排水設備の指定小売店には、分離マスを設置するように指導をしております。また、合併処理浄化槽で処理する場合においても、分離マスをつけていただくように指導を行っております。町民の皆様には美しい自然環境を守るため、分離マスの設置に御理解をいただくよう、また定期的に清掃を行っていただくよう広報活動を今後も継続して行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

2回目の質問をさせていただきます。

町長は今、3項目について、また部長も私の言わんとするところをお答えいただきましたんでもう十分なんですけども、ちょっと1～2点だけ申し上げたいと思います。

まず、このイルミネーションの竹細工の件です。これ、恐らく不可抗力でなったということであるわけなんですけども、この事業はほんまに、今町長も言いましたように、私も何回か毎年できるだけあれを見学させていただくんですけども、相当な人が寄っております。うちのほうでロウソクのつけたあの写真等をちょこちょこ雑誌とか、またいろいろなところで出てるんですけども、あの地形で、あのロウソクをつけた夜景と言うんですか、なかなかそんなに、全国でもあんなところはどこでも見られるようなところではございませんので、そのために大勢の人が寄ってきてくれるということで、非常にあのアイデア、発想は、恐らく地元の紀清の集いの方々が考えていただいたんでございますけども、本当にあの発想はいい発想、ようあそこへロウソクを立てると、あの岸へやるということは、ただ単に刈った後とか、田植えをした水を張ってる姿ではなしに、夜景で、ロウソクで岸のあれを出すというのは本当にいいアイデアではないかなと思います。この事業、地元の努力があればこそとか、また町及び関係の方が全面協力してやってくれておりますし、それがまた地元の活性化につながっているのではないかと思います。

今の久野原のどこかで流れたというんですけど、恐らく置き場所、1,700本ぐらいつけるのかな、ロウソク、たしかそう聞いたんですけども、それだけの量の竹細工というのは、あれは1メートル50ぐらいあるかな、長さで私も現物を見るんですけども、1,700本とは相当な量です、1カ所へ固めれば。恐らくこれ、置き場所がなければ町有地、また学校の休校地のグラウンドでもどこでもあると思うんですけど、そんなところも使ってもらって、そこを使用していただければ、わざわざ川の大水が来れば流れるようなところではなしに、恐らくこの紀清の方らも置き場所に困って、苦肉の策で恐らくそういうところへ私は置いたんだと思いますので、今後とも観光課も

ございますので、横の連絡をして、そうやったらここへ置いてくれというようなことで進めていただいて、またこの事業を積極的に町も支援していただきたいと思います。

それは一つ、このキャンドル、私はこういうことで竹細工、確かにしかし、たくさん流れてます。今、積んできてる流木の山なんですけども、あの中にも私、かなり見ましたけども、所々下へも相当入ってると思うんですけども、あれを第三者が見た場合、何なこれって恐らく思われるだけでもちょっと心外でございますので、今後そういうことが二度と起こらないように、また起こらないようにするためにはどうするかということであれば、置き場所等も横の連絡でひとつ積極的にその方面も協力してあげていただきたいなと思います。

それと下水道処理、今、部長の答弁の中で大体わかったんですけど、直接流し込むというんだったらいろいろ、本当言うたらあれもみんな直接流し込みたいんです。あの油をとるということは、非常にあの姿を見たらぞっとします。こんなもんつけんなのかとよ言いますけど、僕はいつもそういうことを聞かれた場合、これをやってくれなんたら下水管は詰まってしまうさけあかんでということで、みんなにもそういうふうの説明をしてるんですけども、不公正さから言うても、全員つけるというふうにひとつ行政指導をしてやっていただきたいと思います。

それと環境センターの件、これはもうどうかこうとか言うわけではないんですけど、とにかく町民の利便性、また負担がかからないようにひとつよろしく願いしておきます。

以上です。もう答弁は結構です。

○議長（湊 正剛）

以上で佐々木裕哲君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時38分

再開 10時55分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順3番 3番（辻岡俊明）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、3番、辻岡俊明君の一般質問を許可します。

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

私の質問は、管内小中学校の児童生徒数についてであります。

5月22日、23日の2日間、総務文教福祉常任委員会の全員と議長、そして議会議務局及び教育委員会事務局のメンバーで、町内にある全ての小中学校18校を駆け足で訪問してきました。全校生徒が5名の小規模校から539名の大規模校まで、それぞれの学校が抱える課題、問題について、短時間ながらも各学校の校長先生と話し合ってきました。いずれの課題、問題も児童生徒数がかかわることが大半で、一朝一夕で解決できるものではありませんが、学校教育法施行規則が標準とする学級数規模で運営されていると思われる学校は管内に3校しかありません。大半の学校はクラスの児童生徒数なり全校児童生徒数が少な過ぎて、本来学校が持っている教育活動の豊かさや質の維持が損なわれています。そして、学校教育上、最も大切と思われる切磋琢磨する環境や刺激し合う環境が整っていないという大きな問題を抱えています。また一方では、児童生徒の増加予想からさらなる学級増を考えなければならない状況の学校があります。

学校訪問を終えて、私自身は有田川町の小中学校のあり方を根本的に考え直す時期に差しかかっているのではないかと考えていますが、今後数年間の各小中学校の児童生徒数の推移予想を当局にお尋ねします。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

議長、答弁を申し上げる前に、辻岡議員の質問に関する平成26年度から32年度までの児童生徒の推移予定表を議員全員に配付してよろしいですか、お伺いします。

○議長（湊 正剛）

教育長より資料の配付の申し出がありましたので、これを許可します。

（資料の配付）

○教育長（楠木 茂）

それでは、辻岡議員にお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、本町の吉備地区においては若干の児童生徒増が見込まれ、金屋地区並びに清水地区においては児童生徒減が進んでいる状態でございます。

本町には、現在13の小学校と5つの中学校があり、児童数が539人の藤並小学校から児童数が5人の栗生小学校まで、その状況が全く違っているわけでございます。有田川町全体では、平成26年度において小学校児童総数は1,355人ですが、6年後の平成32年度においては1,287人で68人の減となっております。その段階において、2校が休校となります。現在の13校から11校になることが決まっております。中学校では、現在、生徒数は774名で、6年後の平成32年には647人、127人の減ということが予定されております。

吉備地区においては、過去一時期に藤並小学校の児童が600人を超えて教室が不足するという事態が予想され、その対応として藤並小学校区の特定期域学校選択制の導入、そしてまた藤並小学校の施設の目的使用変更等々で対応した経緯がございます。

金屋地区、清水地区における児童生徒の減少につきましては、合併後、金屋地区で3校、生石小学校、上六川小学校、修理川小学校、清水地区では1小学校、楠本小学校、1中学校、安諦中学校が休廃校となっておるところでございます。特に現在、白馬中学校区においては、昨年度末には楠本小学校が休校となり、今年度末には粟生小学校が休校となり、白馬中学校に進学する児童は城山西小学校の児童のみとなるわけでございます。

こういった状況は、平成18年の合併当時から予想されており、教育委員会においては毎月1回の定例会や、教育長の諮問機関である学校教育ニュービジョン審議会において審議・協議され、その中で小中一貫教育における併設型並びに連携型の創設や、また山村留学制度拡充の協議を行ってきたところであります。小中一貫教育につきましては、借地問題や保護者、地域住民の意識の問題等々で理解が不十分で現実に至っておりません。また、山村留学制度については、合併当時、修理川小学校、楠本小学校、安諦小学校で実施されていましたが、各小学校とも諸問題が発生し消滅した経緯がございます。

なお、学校の統廃合や休校等につきましては、本町の方針といたしまして、行政指導先行ではなく、まず保護者や地元住民の意向を第一に考えておりまして、十分な御意見を賜り、町としての方針の決定を行う予定としております。いずれにいたしましても、本町教育委員会としては、いろんな施策を試みてきましたが、子どもの減少問題の解決には至っていないところであり、今後の方針といたしましては、現在在籍している児童生徒への手厚い指導、援助、保護者の地域住民に対し、引き続き学校の将来像の説明、少人数での活動のメリット、デメリット等を詳しく説明し、協議を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

今までの取り組みとか教育委員会の方針等々、詳しく説明いただきありがたく思っております。

その中でいろんな取り組みがなされてきたということがよくわかりました。それから、統廃合に関しては地元住民の意向を尊重する方針であるということも伺いまして、安心もしました。

ただ、学校というのは集団教育が基本であります。その中で生徒数が少ないということは先生の目が行き届いて丁寧に指導できる、そういういい面もあるんですが、やはり集団が持っている教育活動の豊かさとか質とか、そういうものが損なわれている

現状というものがあります。だから、1クラスに2～3人で授業をする、それもいいんですけど、私自身は小学校から高校まで、小学校時代は40名以上の学級で育ち、高校では1クラス55名のクラスで学んできた、そういう経験からしますと、物すごく奇異に感じて、そして彼らは切磋琢磨できる環境が保障されていないな、そういう目で見えております。だから、どうせえこうせえ、統廃合を進めるとよとかそういうことではないんですけど、やはり教育を受ける限りは、子どもたちがたくましく、そして今言われてますように生きる力とか、そして自分で考える力、それらが育まれるシステムを本当に考えてやってほしいなと思っています。

前回は質問させていただきましたけど、教育委員会では学園構想ということで保育所、小学校、中学校、そこらの連携を目指した取り組みがなされているということで、これからの学校のあり方の基本にしていこうとしているのかなという感想を持っているんです。来年度から教育委員会もちょっと変わるようではありますが、教育委員会が変わってからまた本腰を入れて、これからの学校のあり方を本腰入れて、明日からせえというんではないんです。将来に向かってどういう学校のあり方が本町においてはいいいのかなということを考えていただきたいと思っています。

あと回答は要りませんが、先日、和歌山市が2017年度から小中一貫校をつくる、その一番大きな理由は生徒数の減、それが理由であります。いわゆる和歌山城の北のほうにある1つの中学校と3つの小学校が一体化して、そして小中一貫教育を行う。現実には、橋本市にもう実際できてます。県内では1校、小中一貫校ができてます。

そこでちょっと調べてみたんですけど、その中学校では現在、生徒数は213名で7クラス、そして小学校は3校ありますが、1校は128名で6クラス、1校は125名で6クラス、また最後の1校は208名で7クラス、これが市内の小中学校の児童生徒数が激減してきたから統合して小中一貫校をつくるということになっています。本町の小中とは比較にはなりませんけど、本町は本町なりの学校をつくっていけばいいかなと思ってますけど、一言でいいので、今後の予定というか考え等々、聞かせていただけたら、それで私の質問を終了したいと思います。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

辻岡議員の質問にお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、教育というのは学習だけではないんです。集団生活を教えるというのも教育の目的の1つだと思っております。そのためにも、今、私ども僻地の学校から西部のほうの学校へ交流学習の推進をやっております。たまにこっちへ出てきて一緒に授業をすると、そういうことも大事だろうということで、それをどんどん推進しているところでございます。これもこれからどんどん充実をしていきたいなと

思っているところでございます。

そして、和歌山市の小中一貫教育の話もございました。これは併設型と申しまして、私どもがやっているのが連携型の小中一貫をやっております、併設型というのは同じ器へ入れてやる、一貫教育であるというのは併設型と言います。これは今度和歌山市がやろうとしているのは4・3・2制と言いまして、6・3・3制を超えたやり方なんですけども、これも1つ私ども和歌山市も5年前から構想は持っておったようなんですけども、やっと現実になるな、17年度から始めるだろうなということを思っております。また、そういうところを視察をいたしまして、どんどんいいところは取り入れていきたいな思っているところでございます。以上です。

○議長（湊 正剛）

以上で辻岡俊明君の一般質問を終わります。

……………通告順4番 14番（増谷 憲）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、14番、増谷憲君の一般質問を許可します。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ただいま議長のお許しを得ましたので、14番、私増谷、6月議会における一般質問をさせていただきます。私は今回、3つの課題で通告を出させていただいております。順次質問をさせていただきます。

まず最初に、今、国内では大変きな臭い問題が起こってきております。平和のあり方についてであります。ですから、町長にまず平和への認識について伺っていききたいと思っております。

今、政府・与党は憲法改正について、国民の過半数の反対で堂々と改憲ができなくなりました。そこで今度は何をするかといいますと、憲法解釈を変更して、自衛隊を海外で戦争できるように変質させようとしています。そのことを閣議決定までしてやろうというのが今の現状であります。

かつてアフガニスタン戦争やイラク戦争に自衛隊を派兵する際に、武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならないという歯どめが法律によって明記をされておりました。ですから、戦闘行為はやらずに済みました。しかし、安倍首相は、最近の国会の論戦で、この歯どめを残すのか残さないのかとの質問を受け、最後まで残すとは言えませんでした。逆に自衛隊の活動を拡大する方向で検討すると言い出しました。戦闘地域に自衛隊が行けば、相手側の攻撃の対象となって戦闘に巻き込まれることになってしまいます。戦後、他国の人の命を奪わず、また自衛隊員も命を落とすことのなかったこの日本が、戦争の泥沼にはまり込んでしまうことになってしまいます。日本を再び戦争する国へ持っていこうとしているのが今の政府与党の立場であります。

そこで伺いますが、憲法は最高法規であります、97条の基本的人権の永久不可

侵性、そして98条の憲法に反する法律などは無効であること。そして、99条の憲法尊重擁護義務が明記されています。そこで、こういう平和が脅かされている御時勢の中で、平和主義を基調とした日本国憲法は誰が順守しなければならないとされているのか、最も基本的なことの認識をまず伺いたいと思います。

次に、憲法第9条についてであります。

憲法前文には、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにとあります。そして、9条第1項には、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力により威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。そして、第2項では、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めないとあります。この9条についての認識はいかがでしょうか。

第3点目ではありますが、6月1日から中旬にかけて、南海レスキュー26と題して自衛隊と米軍の合同防災訓練が和歌山県下各地で実施されました。昨年に比べてことは規模が極めて大きく、有田川町では6月2日に上中島の防災ステーションが宿泊施設として、そして生石山では、ヘリの中継や無線基地として使用されました。しかし、当町への前もっての情報提供は極めて不十分であり、特に生石山での訓練については事前の報告がなく、担当課は私が指摘するまで知らなかったということでありました。これは県下の各地域においても同じような状態であったと言われていました。本来、防災訓練というものは、自治体も入って総合的に行うものでありますが、自治体が全く蚊帳の外で情報も伝わらない、こんなことでいいのでしょうか。町としてどのように対応されたのか伺いたいと思います。

しかも、この6月3日の有田市港での訓練に私も行きましたが、7人1編成で2つの編成を組み、途中から2人1組が2班体制、3人1組が1班体制になって、迷彩服を着て港の地域内を回っているだけでありました。今防災で大事なことは、予想される大規模な地震や津波による広域災害にどう対応できるのか、合併して面積が広がったことや、災害時に職員の対応が要になっていますが、その職員も削減してきていますから、しかも消防力の基準にも満たない中で基準の引き上げや地域での防災力を高めるなど、日常の取り組みが一番大事ではないのでしょうか。いかが認識されておられるでしょうか。

次に第4点目として、平成18年6月の非核有田川町宣言は、次のように述べています。核軍拡競争の結果、まさに世界人類の存亡にかかわる深刻な事態が続く中、人々は核兵器の廃絶と絶滅を求めている。我々は核兵器を体験した国民として、二度と惨禍を繰り返さないよう、その使命を担っている。平和を求めている有田川町民は、世界の人々とともに手をつなぎ、核兵器の廃絶と平和的生存権の確立のため、ここに非核有田川町宣言をする、有田川町長、中山正隆とあります。有田川町の第2次世界大戦とその影響による死者を私は町史で調べました。そうしますと、吉備地区では5

11人、金屋地区で619人、清水地区で580人、合計1710人のとうとい命が犠牲になりました。しかも終戦間近の昭和19年と20年のこの2年間の死者は1,228人で、全体の死者の72%も何と占めています。まさに戦争の激しかったことを物語っているのではないのでしょうか。これらの反省から、また戦争への動きが感じられる今だからこそ、有田川町民の名において高らかに改めて有田川町平和宣言を発することが求められているのではないのでしょうか。町長の見解はいかがでしょうか。

さて、第2問目に移らせていただきます。移住者支援制度の創設についてであります。

有田川町の人口は、合併当初の2万9,000人台から2万7,000人台へ落ち込み、限界集落も金屋地区で全体の37%、清水地区で全区の73%にもなっています。このような中で今後5年、10年先を考えますと、地域の維持すらできなくなってくるのではないかと心配します。先ほどの同僚議員の質問においても、生徒児童数の減少も大変深刻な問題になっていることが明らかになりました。ですから、少しでも過疎や、そして地域が寂れないためにもどのように活性化していくか、そのための方策が大変求められてきています。私の地域でも、例えば道路の草刈り、これもしんどくなってきたから何とかしてほしい、そして人口減少を食い止めてほしい、こういうこともよく出されます。これは一概にどれをやったからといって進むものではないですけれども、しかし1つの方策として、まず町外からの移住者で起業する場合の支援策を考えてはいかがでしょうか。

和歌山県には、平成24年から県外から移住して起業する方に対して100万円を上限に支援する制度があります。その条件は、平成24年4月1日以降に県内17市町に移住する人で当該年度の4月1日現在、60歳未満の個人で有識者で構成する審議会での審査を経て対象者を決定するとなっています。これまで那智勝浦町で木工製品の製造販売や、田辺市龍神村での映像クリエイターの仕事、紀美野町でのお菓子の販売など7人が起業されているとお聞きしています。しかし、この条件のハードルが余りにも高く、なかなか該当しないのが現状であります。町内には、実際他町から移り住んで来て、パンづくりでマスコミなどに紹介されて注目されているお店、ユニークなロウソクをつくる方と写真家夫婦の取り組み、国道沿いに若い方がよく集まってくる喫茶店を開いている方など、そして陶器などを制作されている方もおられます。

こういう方々の支援として、町独自の基準をつくりながら、町内の限界集落という地域指定をして、5年以上の定住を条件にしながら、そこでの起業支援として空き家の改修や設備投資などに、例えば50万円などの限度額と専門家による企業のノウハウを助成できる制度をつくられてはいかがでしょうか。

第2点目の課題として、いわゆる空き家バンク制度についてであります。沼谷では、4世帯6人が移住されているとお聞きしています。大阪から移住された方は、岡山県や兵庫県などあちこち探し回ったそうです。それで、沼谷の景色を見て、何と空気の

よさを感じたかということですのですぐ決めたそうであります。地域の方がまた親切であり、作りたかった野菜もつくれ、友人の輪も広がり、そしてその結果が友人の紹介から今では地元でジャズコンサートも開くようになってきています。私もせんだって町外から移り住んできたが、空き家を探しているということをお聞きして、私が仲介の援助をしながら修理川地区の空き家をどうにか借りることができ、若い夫婦が住むことになりました。このように、潜在的な希望が結構あるというふうに思います。

空き家は、地域資源として捉え活用することを必要としています。ですから、町が地元の区長さんなどから住宅の空き室・空き家に関する情報の提供を受けるなど、移住交流者向けの物件情報収集提供し、それらを町のホームページなどで物件を公開するとともに、必要に応じて仲介支援を行うことにより、移住交流者及び希望者の円滑な住宅確保を支援してはどうでしょうか。そして、入居希望があれば、その物件を活用できるよう町が、例えば仲介してはいかがでしょうか。

第3点目として、町内の旧廃校校舎はますますふえるばかりであります。以前にも旧廃校校舎の利活用を検討する検討委員会をつくってはどうかと指摘させていただいたこともありますが、利用はなかなか進んでいません。地元地域の思いや声もありますけれども、校舎を企業家への事務所や入居としての貸し出しをしてはいかがでしょうか。特に介護施設や居宅介護事業所への利活用を優先し、そして条件を整えば町のホームページなどで紹介することも考えてはいかがでしょうか。

そして4点目として、他町から現に移住してきて町内に起業している方、先ほども言いましたけれども、なぜ有田川町へ来て起業を始めたのか、そして苦労した点、こういう点がよかったなど、町に協力してほしいことなどを出してもらって、今後移り住んでこられる企業家を目指す方々に対する方策の支援を議論もでき、そして役割を担っていただけるような体制づくりをしてはいかがでしょうか。これが2つ目の問題です。

最後の3つ目の問題であります。和歌山県の棚田サミットについてであります。和歌山県が主催して県下の市町村で棚田サミットが開催されるとお聞きします。この事業計画についてお聞きします。

まず、今年の全国棚田サミットが行われましたが、今年のサミットの総括、事業効果をどのように押さえられておられるのか、まず示していただきたいと思います。そして今後の地域活性化に生かす施策をどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

第2点目は、和歌山県版棚田サミットを開催することになった事由、つまり目的をどのようにお聞きしているのか伺いたいと思います。

3つ目に、開催されるプログラムの内容はどのようになっていますか。

4つ目に、実施期間と第1回開催市町村はどのようになっていますか。

5つ目として、この棚田サミットの予想事業費と我が町の負担など財源内容はどの

ようになっておられるのか示していただきたいと思います。

以上をもちまして第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

こういうことは、このような議会の場で議論すべきことではないと思いますけれども、御質問でありますので、ある程度のお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1番目の平和への認識についてであります。憲法は誰が順守しなければならないのかということにつきましては、憲法というのは国の最高の法規でありまして、日本の全ての法の根幹をなしております。町の条例等におきましても、憲法の範囲内で策定されているところであります。憲法第99条において、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うと規定をされております。国家及び公務員が憲法を擁護する義務を負うということではありますが、日本国全体で順守しなければならない最高法規であると認識をしております。

次に、憲法9条のお尋ねがありました。今、国会で非常に集団的自衛権ということで盛んに議論をされています。この間の新聞では、この憲法解釈については、まだしないということを書いてありましたけれども、今、近隣諸国が非常にきな臭い事態を起こしてきております。それで憲法9条については、国民それぞれ1人1人考えが違ふと思います。したがって、この件については、この場で私の見解を述べるのは遠慮をさせていただきたいと思います。

次に、さきの南海レスキュー26につきましては、陸上自衛隊の中部方面隊による南海トラフ地震に備えた訓練が去る6月1日から11日の間実施されまして、和歌山県内各地において県対策本部との連携訓練、人命救助訓練、災害情報の収集及び伝達訓練等が実施されました。本町に関するところでは、有田市港区を中心に有田地方周辺での情報収集及び伝達訓練に関し、自衛隊の宿泊場所として防災ステーションをお貸しし、約25名の隊員が6月2日から4日間、利用されました。

また、情報伝達訓練の一環で生石山の紀美野町管内に中継所を設置し、情報の中継を行ったと聞いています。今後予想される東南海・南海地震の災害時には、自助、公助が重要であり、町としても自主防災組織の設置・育成等に力を入れているところでもありますけれども、どうしても自衛隊の力をお借りするところも必ず必要であると考え、大変重要な訓練だと考えております。自衛隊に対し当町にかかわる訓練についての事前の情報提供を強く申し入れたところであり、今後において情報の共有に努めていきたいと考えています。

次に、平和宣言につきましては、世界の恒久的平和は全人類共通の願いであり、平

和的生存権の確立ため、合併前の旧3町において平和を望む核廃絶を含む平和に関する宣言を行っておりまして、平和に対する思いは合併後におきましても変わらぬところでございます。現在、有田川町においてもこの宣言を引き継ぎ、町内3カ所の看板に掲示しているところであります。

次に、移住者支援制度の創設についての御質問にお答えをしたいと思います。

先月5月には、日本創生会議の人口減少問題検討分科会が、2040年には若年女性の流失により、全国の896市区町村が消滅の危機に直面するという大変ショッキングな試算結果を発表されました。地域崩壊や自治体運営に行き詰まる懸念があるなどとして、東京一極集中の是正や魅力ある地方の拠点都市づくりなどを提言しています。そして、過疎高齢化深刻な和歌山県では、この自治体の割合が30市区町村のうち77%に上ると見込まれております。

また、県では18年連続して人口が減少し、最も多かったのは昭和57年の109万521人で、平成23年度からはついに100万人を割り込み、ことしの4月には97万4,368人となり、この1年間で8,000人以上が減ったこととなります。このような中で和歌山県では、特に結婚して子どもを産み育てる環境づくりといった少子高齢化や産業振興などに引き続き力を入れていきたいとしております。本町でも、できるだけ子育てのしやすいような施策を随分と取り入れて、教育の面であったり環境の面であったり随分と取り組んでおります。若干その効果が近年になって出てきたのかなという感じもしています。

本町においても、18年に合併したときには、人口で2万9,209人であった人口は、平成26年3月末には2万7,482人と1,727人減少しているのが現状であります。これは生まれるのと亡くなるとの差もありますけれど、一番大きいのは都会へ一極集中ということで、とにかく自然減、都会へ行った若者がもうこっちへ戻ってこないのが大きな要因であります。ただ、今和歌山県で人口のふえているところは余りないんですけども、これは岩出と上富田、日高、その中でこの有田川町は若者のふえる割合が非常に県下でも多いという統計が発表されました。今後も新規移住希望者に向けた支援、情報発信など、住民の方々や民間との連携を図りながら事業を推進していく必要があると考えているところであります。

まず御質問の1番目、町外からの移住者で起業する場合の支援についてであります。和歌山県では平成24年度から和歌山県移住者起業補助金要綱を設置し、移住者の起業や農林水産就業を支援しています。また、県下の市町村では田舎暮らしや起業についての問い合わせ等は、ワンストップ相談員を設け対応しているところであります。当町では、清水行政局振興室にこの相談員を配置しております。そして、この補助金の適用を受けるには、その地域内に田舎暮らし推進協議会が設置されることが条件となっており、町内で今のところ清水の安諦地区のみであります。この安諦地区のように移住者の受け入れ態勢の充実を図るため、町内各地域に田舎暮らし推進協議会を設

置できるように取り組んでいきたいと検討しております。とにかく町外から迎えるについては、まず地域の方が快く受けていただくというのがまず第一の基本でありますので、こういった安諦地区のような地域を今後順次ふやしていけるように最善の努力を積み重ねていきたいなと思っています。

次に、空き家の情報収集とホームページでの紹介または空き家への入居希望者への紹介についての御質問につきましては、平成24年度から清水行政局管内で住民の方々に空き家情報の提供を回覧で呼びかけているところでもありますけれども、この空き家の情報については非常に今のところ少ないと聞いております。そして、移住希望者の方にはワンストップ相談員が窓口となり、まず何回か足を運んでいただき地域をよく知っていただきます。それから、希望に沿うような空き家があれば紹介したり、また短期滞在型の施設でもあるししがせの家を利用するお試し滞在をお勧めするなどの相談に応じているところでもあります。このような中で、少しでも多くの空き家情報を住民の方から御提供いただき、入居希望者にワンストップ相談員が窓口となり、空き家情報をより積極的に提供できるように努めていきたいと思っております。

次に、廃校舎の事務所等への提供についてであります。現在17の廃校施設があります。このうちの13の施設につきましては、地元区が集会所や公民館として、また役場の倉庫として利用しております。また他の4施設につきましては、福祉事業関係団体や地元の加工グループに無償で貸しているところでもあります。そして、起業される方へ廃校等の情報提供については、まず廃校等がある地元の住民の方々と十分協議を重ねていく必要があると思っております。その情報提供をホームページを利用して積極的に展開できるよう検討していきたいと思っております。

次に、現在、町内で起業している方を呼んで支援策の相談、役割を担ってもらう場をとの御質問でございます。現在、移住希望者の支援をしていますワンストップ相談員が御質問の支援策等の相談に応じて、そして具体的な経営指導となりますと、商工会で経営改善普及事業などにより御相談に応じているところでもあります。また、和歌山県では、この7月に古座川町にありますふるさと定住センターで、田舎で起業を考えている方や地域資源を生かした起業を目指している方に、起業実現に向けた研修会が開催されます。これらのことから、県と連携を図りながら起業を希望される方々の支援などについて、ワンストップの相談員が中心となり、地域や商工会などと協働してより積極的に推進できるように検討をしていきたいと思っております。

私も安諦地区、あるいは沼谷地区に移住してくれている方とは、もう常に交流を持っております。特に沼谷に移住している方は、本当に沼谷の今は中心となって一生懸命にやってくれている方もあります。そのほかにいろんなパン屋さんとか喫茶店とか、あるいは陶芸家等々あります。こういう方とぜひ一度、一堂に会していろんな意見交換をする場を早速につくっていろんな悩みとか、そういうのを聞いて次に来てくれる方への参考にしていきたいなというふうに思います。

次に、和歌山県の棚田サミットの御質問についてでありますけれども、まず、全国棚田サミットの総括と今後へ生かす施策はどうかとの御質問であります。もう議員も御承知のとおり、去年の11月8、9日、当町で開催しました19回目の棚田サミットであります。そのとき、本当に町内外からですけれども、1,061名の参加があって、サプライズではなかったんですけれども、安倍総理の奥さんも突然と1泊して参加をしてくれました。本当に盛会のうちに終了できました。この場をおかりして厚くお礼を申し上げたいと思います。

全国棚田サミットのこれまでの大きな実績として、中山間地域等直接支払制度の確立、これはもう棚田サミットを通じていろんな機会に農水省のほうにも要望を出しております。特にまた今般、TPPの参加をめぐって農業施策というのはたくさん出されていますけれども、こういった地域に合うような施策は1つもなくて、こんなところでおまんな大規模農業をやれって言うたけどできるはずがないということで、この前もサミットの前、その次のときも農水省の幹部と話し合いをさせていただきました。これはまた中山間地域等直接支払制度を通じて、別枠でこういった地域の農業を守るための予算は必ずつけますということを確認しております。我々がいつでも言うのは、今、中山間地域等直接支払、1反につき1万幾らですか、これをまず10倍にしてくれと。10倍にしてくれんと、恐らくこういった地域があと10年もしないうちに完全に消滅する。消滅することによって、水の涵養であったり、文化の創出であったり、コミュニティーが失われる、これはぜひ守っていただきたいということで、棚田の集会ごと、農水省のほうには働きかけをしております。また、有田川町の開催は和歌山県はもとより近畿圏で初めてでありまして、当町を広く全国にPRできたんかなという感じを持っております。

それと受け入れに当たっては、和歌山県の全面的な協力もいただきましたし、特に地元の方々の献身的な接待、あるいは地元の飲食組合、あるいは婦人部の方々にお料理もつくっていただきましたし、本当にお世話になりました。また、大学からも多くのボランティアの方、あるいは小学生、中学生も参加をしていただきまして、棚田・段々畑保全への機運が高まった有意義なサミットであったんかなという感じを持っております。

そして、第19回から約半年余り経過し、現地の見学地となった沼地域では、事例発表いただいた和歌山大学の学生ボランティア、棚田ふあむの方々が地元の沼の農業を考える会というのがありますけれども、ここと協働し活動を行っております。今までも沼地区で活動をやってたんですけれども、今まではそばと大豆をつくってたんですけれども、去年から水田まで手をつけてくれて、休耕田を少しでも復活しようということで取り組んでくれておりますし、沼谷のほうにも和大的方々がたくさん入ってくれてまして、いろんな村の祭りの企画に参画したり、今は沼谷のわさびの栽培にも参加をしてくれていると聞いております。

また、同じく事例発表していただいた有田中央高校の高校生校内のカンパニーアグリスマイルというのが、この8月にその棚田サミットで発表した事例が高い評価を受けまして、棚田学会で棚田学会賞を受賞するということが決まっております。また、これも多分棚田サミットの影響だと思えますけれども、毎年農協と地元の公社が共同して行ってます田植え体験、これも去年の約2倍の方が訪れてくれました。また、三田地域においても、都市住民との活発な交流がそれ以後行われていると聞いています。

次に、和歌山県版棚田サミットの開催することになった事由につきましては、第19回全国棚田サミットが有田川町で開催され、県内で棚田保全への機運が高まる中、これを継続し、かつ全国規模ではなく和歌山県独自の課題に応じた取り組みを行うため、和歌山県棚田等保全連絡協議会で検討して県版サミットを開催することになりました。現在、和歌山県にも棚田を持つ市町村、結構たくさんあります。今回の県版のサミットにもそれらの市町村が多く参加されると聞いております。

続いて開催内容でありますけれども、これは和歌山県棚田等保全連絡協議会で内容が検討されました。本年度は昨年開催された棚田サミットを受けて、棚田段々畑の保全の機運が高まり、一番大きい有田川町でまず開催することとなりました。あらぎ島という観光資源を持つ有田川町にちなんだテーマとして、地域資源を生かした棚田・段々畑の保全というテーマになっております。

実施時期と第1回開催市町村はどうかとの御質問でありますけれども、実施時期につきましては同協議会で検討されまして、しみずふるさとまつりが開催される日に合わせて11月15日から16日にかけて有田川町で開催されることになりました。地元の方はもとより帰省の方々の県版サミットへの参加を期待するとともに、県版サミット参加者にも、あわせてふるさとまつりへの参加をお願いしたいと考えております。

次に、予想事業費と財源内容につきましては、和歌山県へ問い合わせたところ、予想事業費は87万円で、その財源としては、県のふるさと水と土保全対策基金を充当すると聞いております。以上です。

○議長（湊 正剛）

ほかに補足説明はありませんか。

——補足説明はないようですので、暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 11時50分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

一般質問を続けます。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君の2回目の質問を許可します。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質問をさせていただきます。先に第2問、第3問についてさせていただきます。

2番目の移住者支援制度の創設についてであります。先ほどの答弁をお聞きしてありますと、条件整備がまだ整っていないということとか、これから地元との働きかけも必要なので、そういう点での取り組みをしていきたいという答弁もあったと思うんですが、そういうことも確かにやりながら、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいんですが、財団法人の地域活性化センターが、空き家バンクを活用した移住交流促進調査研究報告書というのをつくっているんです。これの私が関心ある部分について抜粋したものを担当の人にお渡ししているんですが、これをちょっと紹介させていただきます。

これによれば、人口減少社会における地域の振興に資するため、さまざまな移住交流促進施策の取り組みが広がっています。団塊の世代を初め地方への移住希望者及び地方との交流希望者がふえていることが背景にあると分析されています。空き家バンクに望まれる施策、サービスというものは、物件情報の内容の充実、物件の位置を図示した地図の提供、地域のルールや慣習の十分な説明、また宅地建物取引業協会、観光協会、NPO法人、市町村との連携と地元町民による移住交流サポーター・推進員が必要、これは先ほども出てましたが、空き家バンク制度は特に全国的には2005年以降が大半を占めてきているということがあります。移住交流希望者に対してきめ細かい取り組みのできる体制をとっている自治体や団体ほど物件成約件数が多くなる傾向にあります。物件情報の内容の充実、お勧め物件の紹介、現地見学会、現地案内の開催、空き家所有者と移住交流希望者の面会の実施、契約交渉時の職員の立ち会い同席、移住交流者と地域住民との交流機会の創出や地域行事への参加促進、地域のルール等の十分な説明、住宅関連費用、例えば改修費20万円から50万円の限度額を所有者に出すとか、家賃・転居費用を出したりとかしています。その条件として、5年から10年以上の定住見込みのある市外からの希望者というふうになっています。運営主体は、87%が自治体となっており、専門部署と専任職員を配置されています。そういう点から言いますと、安諦地区といううちは限定なので、地域全体を見渡せるそういう推進員が必要でないかと感じます。

そして、和歌山県によりますと、公益法人和歌山県宅地建物取引業協会の協力でそういう契約の中へ入ってもらって専門業者が住宅協力員を県内に18名配置しているということもホームページに載っております。そこから、そういう取り組みをしていく上で、例えばこの報告書によれば、年2回、区長を集めて定住促進策の理解を求めたり、空き家バンク事業への協力依頼、住民向け移住フォーラムの開催などをやったり、田舎へいきなり来たら生活できるだろうかもわからないので、体験ツアーの実施

をやっています。田舎での生活に不安や移住後の生活設計が成り立っていないときに移住者の就職先の確保やハローワークの職員に就労相談をできる体制をつくっていたり、日帰りまたは1泊2日で地元の人々との体験交流・民泊を、またお試し田舎暮らしの住居において1カ月から3カ月、1年実際に住める体制をつくっているところもあります。高知県では、お試し滞在施設として、1週間以内では1日1,000円、1週間以上基本料金2,700円など、さまざまな設定をされています。

空き家の所有者が県外に居住しているケースもたくさんありますから、空き家バンクへの登録を呼びかけるメッセージのスタンプを作成し、行政が発送する固定資産税等の税関係の封筒に押印し、町外に居住する所有者に所有する空き情報の提供の登録を求めています。例えばこういう文章です。市からのお知らせ。市内にある空き家、宅地を募集しています。市では、市内の空き家及び宅地の情報を移住希望者に提供する空き家バンク制度を実施しています。賃貸または売買可能な物件をお持ちの方は、ぜひ空き家バンクに登録してください。問い合わせ先は〇〇課となっています。

また、都市との交流のための1社1村交流事業ということで、空き家を農村滞在施設として都市部の企業に安価で貸し出し、福利厚生施設として使用させている自治体もあります。また島根県では、東京など大都市部に定住フェアの開催とかやっております。聞くところによりますと、和歌山県は大阪と東京に移住相談員を配置するともお聞きしていますが、これらのことも活用しながら、ぜひ条件整備を今後整えていっていただきたいとこれを参考にしながら思いますが、今読み上げたことについて踏まえながら、ぜひそういう姿勢を伺っておきたいと思えます。

それから第3問目です。全国棚田サミットでの地元波及効果のことも先ほどお聞きしました。

実は、清水の個人商店さんとか、それから町が委託している施設がありますね。そういうところに状況をお聞きしましたら、2年前に台風がありましたね、台風の被害を受けて、特に清水のほうへ来る方が減って、売り上げが落ち込んだということを皆さん聞いたと思うんですが、そのときよりも棚田サミットを開催する期間のほうが、それよりも売り上げが落ち込んだと言うんですよ。だから、本来全国から来てて、こういうふうには落ち込むということは考えられないんですが、皆さんはそんなにおっしゃっていましたので、和歌山県版であろうと、そういうことのないようにぜひ配慮をしていただいて、地元が活性化するようにぜひ取り組みを考えていただきたいと思うんですが、そのことを含めて再度御答弁を求めます。

第1問目に移ります。もう少し待ってください。

先ほどの第1回の答弁で、憲法の尊重擁護義務、誰にあるんですかとお聞きして、町長は明確に御答弁にならなかったと思うんですよ。それがなぜなのか、もう一度答弁していただきたいのと、仮に戦後、日本の状況を見ていますと、なぜ戦争をせずに済んできたのか、その原因をどんなにお考えになっているのかということですよ。

それから、尊重擁護義務からも9条については答弁を差し控えるということは、私は許されないと思うんです。やはりきちっとお答えいただかないとあかんと思うんですが、その3点について町長、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、もう一遍、憲法のことについて御答弁します。

憲法は誰が順守しなければならないかということでありまして、先ほど答弁したように、憲法というのは国の最高の法規でありまして、日本の全ての法の根源をなしております、町としてもこの憲法をもとにいろんな町の条例等々を策定しているところであります。

また、憲法99条において天皇または摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官、その他公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うと既定されております。国家及び公務員が憲法を擁護する義務を負うということでありまして、これはもう限らず日本国民が全体で順守しなければならない最高法規であると認識をしております。憲法9条については、本当にさきの大戦で多くの犠牲者を出した中でつくられている法律であると思います。ただ憲法とか法律というのは、時々によって変えなければならないということも起こってくると思います。この9条については、さっきもお答えしたとおり、それぞれの考えがありますので、この場で私の考えを述べるのは差し控えさせていただきます。

それから、定住の促進でありますけれども、今、高齢者ではなくして、実は都会の若者、田舎で生活ができれば田舎で生活をしたいという若者がたくさんふえてきているようであります。一番問題は、来ても生活できないということで、これはもう実際言うて、町がずっと永劫にその足らずを払うということはできませんので、地域の方々とも今までにもいろんな相談をさせていただいてきております。なかなかこれはもう地域の方に全く理解してもらわんと、この若者を定住させるというのは非常に難しい面があるんで、恐らく今のままでいけば、もう部落自体崩壊せざるを得ない、もうお年寄りばかりで若者は住まないということであれば、部落自体が崩壊をせざるを得ないということで、今のうちから何とかこれ手を打っていかなあかんなど考えはいつでも持っています、間に部落の集会へ行って、こういう方法もあるのでこういうことをしたら若い者が来てくれるのはどうですかというような相談は常にさせていただいているところであります。

また、当町の空き家については、平成26年度では貸したいよというのは1件、それから売りたいよというのは1件しかなくて、空き家自体はたくさんあって、できるだけ都会の人に貸してあげたらいいのになという思いはあるのやけど、なかなかいろんな条件、例えばまだ仏さんが全部置いてあんなやと。それで盆、正月には必ず仏さ

んに参らんなので、まだ今のところ人には借りてもらえんとか、非常に難しい問題がたくさんあります。それで、おっしゃったように、やっぱり来てもらうためには地域の方が一丸となってという表現はどうかわかりませんが、理解のもとで来ていただければならないということで、安諦地区のような団体をこれからできるだけ方々でつくっていただけるように、そして受けられるように努力をしていきたいなと思っています。

今、定住してくれている方、実は安諦地区に1人来てくれる、定住とって来てくれる方、僕とこと親戚なんです。それから、沼谷の方ともしょっちゅうゴルフへも一緒に行ったりしていろんなお話も聞いてますので、これからも来てもらえるようにしっかり取り組んでいきたいなと思います。

それから棚田サミットは、300人程度の規模でやりたいという県の意向でありますし、また11月15日、棚田見学会を清水の沼谷地区で行います。それから、交流会は清水、あさぎりでやりたいと考えていますし、閉会式は11月16日、清水文化センターで開催して、これは和歌山の美しい棚田の認定というのを、県下の美しい棚田に認定書を渡すという運びになってますし、また基調講演とか事例発表、パネルディスカッションも用意しております。おっしゃられたように、来てくれた人にはふるさとまつりも同時開催でありますので、ぜひここにも参加をしていただいて、清水地域のよさをみんなに知っていただいて、また地域の活性化につながるような棚田サミットにしていきたいと思っています。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

最後の質問になりますが、2回お聞きしても町長は答えられませんね。

憲法の99条は先ほど町長お答えになったとおり、国会の場では閣僚や国会議員は皆尊重、それから擁護する義務があります。全国の市町村には首長とかがそうですね、ありますね。町長も尊重擁護義務があるわけですね。町長も憲法を尊重し擁護する義務があるということですね、そうですね。

先ほど町長の答弁で、国民全体がそうだという答弁をされたんですが、この表現は自民党の憲法素案と一緒になんです。だから、国民を縛るためにあるのは憲法じゃないんですよ。そういう政治を動かす中枢にいてる現場を縛るのが憲法なんです。そのことをはっきりと踏まえておきながら質問に入りますが、再度町の中にも有田川町職員のサービスの宣誓に関する条例がありますね。ここには地公法第31条の規定に基づき職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるということで、第2条には新たに採用された職員というのは任命権者または任命権者を定める上級の公務員の目前において宣誓書に署名してからでなければ、職務を行ってはならない。その宣誓書には、私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ擁護することをかたく

誓います。それから、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓いますということをして、初めて自筆で名前を書いて印を押して職員となるわけですね。だから、ここは物すごく極めて大事なことであるわけです。

それで、尊重擁護義務が町長にあるということは、憲法の全ての条項を守らなアカンという立場にあるわけです。そうなりますと憲法9条についての認識を問われて答えられないというのは、これはいささかおかしい話になってくるので、私はやっぱりしっかりと憲法の立場で平和を守っていくということを明らかにすべきであるし、第一うちの町には非核平和宣言というのを町長の名前でやってるわけですから、明らかに町長の立場は明確だと私は思いますが、その点、再度御答弁いただきたいのと、それから、なぜ日本が戦後、戦争することなく来たのかということもお聞きしましたが、町長は答えませんでした。例えばこれも集団的自衛権の行使の一環としてベトナム戦争、アフガン戦争にアメリカから要求されて、日本はでも行きませんでした。しかし、韓国やNATOは行きました。どちらも前線のところへ行くのと違うと。後方支援だから行ってくれと言われて行きました。その結果どうなったかと言いますと、韓国では延べ31万人が参戦しながら、5,000人近い死傷者を出しています。NATOでは21カ国から参加して1,000人を超える死者が出ているわけです。だから、幾らそういうことを言っても、行けばやっぱり戦争になって、人が殺し殺されるということは避けられないんですよ。だから、日本は幾ら言われても、9条があったために、幾ら政府であってもこれがあるから行けなかったんじゃないですか。これはもう明確だと思うんですよ。だから、いかに9条が大切なのかということ認識をいただいて、9条を守る立場からこれからも有田川町民の平和、安全を守るためにも私はやるんだということの御答弁を求めて私の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほどお答えした憲法というのは、そういうことで非常に国の重い法規であると認識をしております。戦争については、これはもう誰もが戦争をしたくないと。今も多くの方々が第二次世界大戦でとうとい人命を失われた。そのために今も各3地域で慰霊祭というのを行っていますけれども、これはもう実際に行って、本当に遺族の方というのは毎年毎年非常に少なくなってきた、慰霊祭も寂しくなっていることは事実であります。それまでも戦争は二度と起こしてはいけないし、これは風化をさせてはいけないということで、もし御遺族の御希望があれば、一人でもこの行事を続けていく、そのぐらい戦争というのは悲惨なことでございますので、戦争は二度と起こしてはならない、それはもういつも認識をしております。

以上で答弁を終わります。

○議長（湊 正剛）

以上で増谷憲君の一般質問を終わります。

……………通告順5番 10番（堀江眞智子）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、10番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。きょうは2点について質問をさせていただきます。

1点目は、産科問題についてです。

有田地方に産科が欲しいという声は、若い女性だけに限らず、孫を持つ世代の女性や、また男性からも安心して地元で子どもを産めるような環境をつくってほしいという声、たくさんお聞きをしています。

先日も日赤病院に着いて30分ほどで出産をしたという妊婦さんがいたということをお聞きしました。以前にこの話はお聞きしたことがありましたが、陣痛が5分置きになってから病院に来るように言われているということです。もしも車で生まれていたら大変なことになっていたのではないかと思います。産科ではリラックスをして出産を迎えるために、陣痛室なども整備されています。

さて、この有田市立病院の産科で出産をすることができなくなって1年近くがたちます。この有田地方では1カ所の病院への集中があると思われれますが、限度もあり、妊婦さんも病院側も大変な思いをされていると思われれます。町としては、このことについてどのように現在把握していますか。また、地元の婦人科で定期検診を受け、日赤やほかの場所で出産をするという方の人数も把握をしていますか。

次に、学童保育について質問をさせていただきます。

有田川町では、共働きの子育て世帯が安心して働けるように、保育の充実やそれと連携できるように学童保育の充実が進んできています。これは保育所に通っている間は問題なく仕事ができているけれども、小学校に入った途端に低学年の間は心配しながら鍵っ子にしたり、おばあちゃんやおじいちゃんに預けたり、また個別に誰かに頼んだり、また仕事を続けることを考え直さなければならないという問題があります。多くの場合は、お母さんが仕事を続けられるのかどうかという選択を迫られる場合があります。そんな中、町長もこのような切実な要望をよく認識され、施設の設置や充実を図ってきたものであると思っています。

そんな中、せっかく充実が進んでいた学童保育ですが、藤並地区では指導員不足で2カ所あるうちの1カ所での開設となっています。このことにどのように対応してくださっているのか、そしてまた御霊地区でも学童保育を望む方がふえており、今年度は募集人数をセーブしなければならなかったとのこと。人数がふえても対応でき

るような体制を考えることが大切ではないでしょうか。

また、今まで述べましたことの根本には、指導員の体制と指導員の身分保障を考えなければならないのではないですか。それというのも指導員はお昼ごろから夕方6時半ぐらいまでの時間給制で半日の仕事です。また、社会保障もないとなると、若い方が一般的に就職するには少し考えてしまう職業となります。子どもたちに直接かかわる指導員が途中でやめなければならない理由の大きな要因は、身分保障や賃金の低さにあると考えられます。今後、学童保育の制度の改正で指導員の質、これは誰でもなれるものではなくなってきました。そのことが求められてくる中で、このことは必ず考えなければならないことになってくるものです。このことについてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員の御質問にお答えをしたいと思います。

この有田圏域で、今、産婦人科1軒、分娩できるところが1カ所しかないということはもう前々から承知で、この問題については堀江議員はいつも熱心に御質問いただいています。これは全然放ってあるというわけではなしに、1市3町が寄ったとき、この問題も大きなテーマとして取り上げているんですけども、何せお医者さんが足りないということで、実は産婦人科に限らず有田市立病院、お医者さんがいなくなっています。実際今、2名しかいないと聞いてます。その中でも県にもいろいろな御指導をいただいて、お医者さんを入れてくれ、入れてくれと大分頼んでも、実際言うてお医者さんの数が不足していることは事実で、医大もことし定員をふやしてくれたんやけど、なかなかこの人らが現場に入るまでにはまだ何年もかかるということで、それはそれで放つといたらいいんかということは絶対ありませんので、粘り強く市民病院あるいはどこかに産婦人科もこしらえていただけるように、これからも努力をしていきたいと思っています。

平成25年度における有田川町の出生児童は193人でありました。その内訳ですけれども、現在、圏域で唯一分娩を取り扱っているしまクリニックさんで97人、全体の50%、平成25年10月まで産婦人科医が勤務していました、有田市立病院では12人、全体の6%、和歌山医科大学病院では34人、全体の18%、日赤医療センターでは13人、全体の7%になっております。

次に、産科セミオープンシステムの利用者の人数でありますけれども、有田市立病院で10名、吉岡レディースクリニックでは14人、楠林産婦人科で1名で、このシステムの利用者は全体の13%となっております。とにかく一日も早くこの済生会、あるいは市民病院、それからこころの医療センターに産科医が勤務できるように、こ

れからも強く県当局に働きかけていきたいと思っています。

それから、学童保育についてでありますけれども、先ほども同僚議員にお答えしたとおり、この有田川町、若者の住みやすいまちづくりということで、教育、保育等々にしっかりと力を入れてきました。その中で、共稼ぎの夫婦が多いということで、学童保育というのを始めさせていただきまして、当初わずかな人数であったんですけれども、藤並地区についてはもう満杯になって第2をつくらざるを得ない、あるいは御霊も非常に人数がふえていると聞いてますし、金屋もそこそこ学童保育を利用してくれていると聞いてますし、清水地区においても新たに学度保育に取り組むという話も聞いております。その中で、残念なことに指導員の不足によりまして5月7日から藤並の場合2カ所で、これの運営ができなくなったので、現在は藤並第2学童保育所でこれは対応をしております。藤並の学童保育の指導員については、第1が2名、第2が4名で運営してきましたんですけれども、5月になって2名が退職されたということで、実は今、指導員の募集を行っていると聞いております。

それから、御霊学童保育所についてでありますけれども、御指摘の募集人員等については、有田川町放課後児童健全育成事業実施要項では、委託を受けている学童クラブが入会児童の決定をするということがうたわれております。本年度当初に御霊学童クラブが入所決定という際に、対象全員に案内をかけたところ、入所希望が多いということで定員を超過する可能性があることから、保育に欠けるかどうかの現状調査をしたそうであります。ところが、結局は定員70人に対して50人の応募であったということで、現在まで全員入っていただけることになってます。今後についてでありますけれども、町としてはもし定員の70名を上回る場合は、小学校の近隣にある御霊コミュニティセンターの一角が学童用として使用できるので、そこで対応していただくことも可能だと考えております。

この指導員の任免と運営に関する経費管理等につきましては、有田川町放課後児童健全育成事業実施要項において運営委託している学童保育クラブに裁量権があるということになっております。ただそうは言っても、指導員の身分保障については、当該クラブとも相談を的り確な指導員確保と身分保障等について指導をこれからも行っていきたいと考えております。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員にお答えを申し上げます。

学童保育につきましては、全般につきましては、今、町長から答弁のとおりでございます。私からは、少し補足を申し上げたいと思います。

学童保育とは、仕事などの事情によって昼間、保護者が家庭にいない小学生の児童に対して放課後や長期休暇中の保護者にかわって行う保育ということになっておりま

す。関係法令はあるんですけども、児童福祉法、そして社会福祉法、児童福祉法の説明では、該当児童は小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童と定義をされておりますが、小学校の高学年も受け入れている学童がほかにも実際ございます。設置と運営の形式につきましては、公設公営、公設民営、民設民営の3形態がございます。本町は、有田川町放課後児童健全育成事業実施要項により、公設民営という方式をとっております。各学童クラブの運営委員会が裁量権を持ち、運営をしていくということでございます。いろいろ課題がございます。これは全国的な課題でございますが、運営基準の明確化、これはまだなっておりません。そして、指導員の身分の安定化、これも安定させていかなければならないということでございます。財政基準の安定化、あるいは障がい児の受け入れ、そして待機児童をどうするかという問題等々があります。本町においても、各学童クラブにそれぞれの課題を抱えておると聞いてございます。学童保育は親の働く権利、そして家族の生活を守るという役割もあります。本町としても、学校外における児童の教育の受け皿として重要な活動と捉えているとこととでございます。今後、課題解決に向け、町といたしましても円滑な運営に向け行政指導をしていきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

御答弁いただきましてありがとうございます。

産科問題につきましても、町長、前向きに働きかけていただいているという答弁をいただきました。今後もこの有田川町、安心して子どもを産み育てられる町として若い方にも人気がありますし、新しい家を建てて住んでくれる方がふえています。ぜひ今後とも毎度毎度働きかけていただき、産科の確保のためにこれまで以上に力を尽くしていただきたいなというふうに思います。

それから、学童保育については、町長を初め教育長にも御答弁をいただきまして本当にありがとうございます。よい答弁をいただきましたのですが、もうちょっとだけ思いと要望を言わせていただきたいなというふうに思います。

今も昔も子どもは地域や町の宝であるというふうに思っています。形は違っても、親だけが子どもを育てるではありません。昔は家に帰ってから近所の人がいる、家にはおじいちゃんやおばあちゃんがいる、そんな地域は今少なくなってきました。そのかわりに保育所や学童保育があるんだというふうに思っています。そのことは教育長もすごい認識をしてくださっていると思います。このことには町も責任を持ってくださっているということもよくわかりました。そのためにも忙しい親の、またその一部の役員さんだけに運営の責任がかかっているということも事実です。余りにも大変なことなのではないかなと思っています。そのためにも私は要綱もあると思いますが、町が運営し、親と指導員がその運営に最大限に協力していくという形が望ましい

のではないかなと以前からずっと思っています。ぜひ今後のあり方、先ほども検討していくと言ってくださっておりますので、そのことを再度要望して質問を終わりたいと思います。

○議長（湊 正剛）

以上で堀江眞智子君の一般質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第60号及び日程第3、議案第61号を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第60号及び日程第3、議案第61号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、ただいま追加議案を出させていただきました提案理由の説明を行いたいと思います。

議案第60号は、財産の取得についてであります。

平成26年度災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の購入についてであります。平成26年6月12日、4業者を指名し競争入札に付したところ、兵庫県神戸市中央区港島中町2丁目2番1、日本船舶薬品株式会社、神戸支店支店長、清水衛氏が3,225万円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第61号も同じく、財産の取得についてであります。

平成26年度消防救急デジタル無線設備整備一式の購入について、平成26年6月13日、随意契約により大阪府松原市西野々2丁目1番45号、株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク、営業部長、坂口晋氏と契約金額1億1,772万円で物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

今回、3業者を指名し競争入札に付したところ、2業者が入札を辞退したので入札を中止いたしました。本来なら改めて業者の指名替えを行い、入札を執行する手続に入るわけではありますが、国内のデジタル無線機の製造販売メーカーは先に指名した3社であることから、ほかに業者もなく、平成25年度に消防庁舎の高機能消防指令システムの納入実績にある株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部との協議が整い、随意契約をしたものであります。

以上で追加議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（湊 正剛）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第60号及び日程第3、議案第61号は提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会します。

なお、次回の本会議は、6月24日火曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 13時44分